

福祉の3計画改定の基本的な方向について 地域福祉審議会からの答申

図健康福祉計画課保健福祉計画係 (☎5722-9604、FAX5722-9347)

保健医療福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画の改定に当たり、地域福祉審議会から答申を受けました。答申に示された各計画の基本的な方向に沿って、3年3月に3計画を改定する予定です。



基本理念

- 保健医療福祉計画
地域共生社会の実現に向けて、個人の尊厳と人間性の尊重を基盤とした自立生活の確立、健康寿命の延伸と地域の支え合いの推進に取り組む
- 介護保険事業計画
住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける
- 障害者計画
障害の有無にかかわらず、すべての区民が自己選択・自己決定に基づき、地域で自分らしく生きることができるとともに、相互に理解と交流を図り、ともに暮らす社会を実現する

福祉分野の重点課題

重点課題	主な内容
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実	包括的相談支援体制の充実、地域の支え合いの推進、福祉教育の推進、認知症施策の推進、ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止ほか
地域包括ケアシステムの深化・推進	地域包括支援センターの機能強化、介護サービス基盤の整備と家族介護などへの支援の充実、生活支援サービスの充実ほか
生涯現役社会・エイジレス社会(※1)の推進	介護予防・フレイル(※2)予防の推進、社会参加・居場所づくり・就労支援の推進
障害のある人への支援の充実	身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくり、誰もが社会に参加し貢献することができる仕組みづくりほか
子育て・子育てへの支援の充実	子ども総合計画に基づいた子育て支援施策の推進

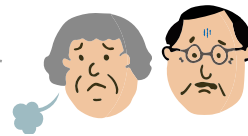
※1エイジレス社会=すべての年代の人々が意欲・能力を生かして活躍できる社会のこと
※2フレイル=健康な状態と介護が必要な状態の中間のこと

☞答申(全文)は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・2階健康福祉計画課のほか、ホームページ(右コード)でご覧になれます。



あとになって困らないために

介護保険料を きちんと納めましょう



図介護保険課介護保険資格・保険料係
(☎5722-9845、FAX5722-9716)

災害など特別な理由がなく保険料を滞納すると、介護保険サービスを利用するときに、自己負担割合が大きくなる場合があります。

要支援・要介護認定を受けて介護保険サービスを利用するとき、介護保険料の納付状況を10年間さかのぼって調査します

介護サービスを利用しているかたが

- ◆1年以上滞納した場合
サービス利用料がいったん、全額自己負担になります。後日、申請により自己負担額のうち保険給付分(9~7割)が戻ります。
- ◆1年6カ月以上滞納した場合
サービス利用料がいったん、全額自己負担になります。滞納している保険料を納付するまで、申請で戻す予定の保険給付分が一時的に差し止められます。さらに納付がない場合、差し止められた保険給付分から滞納保険料が差し引かれます。
- ◆2年以上滞納した場合
保険料をさかのぼって納めることができなくなる、消滅保険料が発生します。消滅保険料があると、サービス利用料の自己負担額が、3割(介護保険負担割合証に利用者負担3割と記載のかたは4割)に引き上げられます。
滞納期間が長いほど、負担割合の引き上げ期間が長くなります。また、高額介護サービス費などが支給されなくなります。

区独自の介護保険料減額制度や新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料減額・免除・猶予制度もあります。要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

語ろう人権 家庭で地域で



多文化共生社会に向けて

図人権政策課 (☎5722-9214、FAX5722-9469)

区内で増加する外国人住民

区の外国人住民は、今年1月1日現在、9,673人で、区全体の人口の約3%を占めています。新型コロナウイルス感染症の影響で、3月以降は減少に転じたものの、それまでは、年々増加傾向にありました。都全体でも、近年、右肩上がりに上昇し、10年前と比較すると、総人口が約7%の増加だったのに対し、外国人住民は約42%も増加しました。

こうした中、多様なルーツを持つすべての人々の人権が守られ、互いの文化や生活習慣を理解し尊重し合う多文化共生社会の実現が求められています。

外国人に必要な配慮は何か

しかし現実には、慣れない日本の暮らしで、言葉や文化の違いに直面し、戸惑っている外国人のかたがいます。例えば、日本語が十分に理解できず、必要な検診を受けられない、防災情報が得られないなど、基本的人権や命に関わる事象が起こるかもしれません。

区は、目黒区国際交流協会(MIFA)と協力し、区職員に「やさしい日本語」の活用を呼び掛けています。やさしい日本語とは、文の構造を簡単にし、漢字にふりがなを振るなどの工夫で、外国人に分かりやすくした日本語のことで

す。日本語初心者には、やさしい日本語で話し掛け、遠回しな表現を避けるなど、誰にとっても分かりやすい説明を増やしていきます。

また、MIFAはボランティア団体に依頼し、日本語学習支援や互いの言語・文化を学び合うきっかけづくりの場を提供しています。

世界との交流を深める

区は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会への機運醸成の一つとして、区内に大使館のあるケニア共和国と、ホストタウン事業に係る覚書を調印しました。同国出身ランナーと小・中学生の交流事業など、交流を深めています(交流の様子は、めぐろ観光まちづくり協会ホームページ<下コード>でご覧になれます)。さらに、友好都市である中国北京市東城区、韓国ソウル特別市中浪区とも、三区間交流事業として中学生によるスポーツや文化を通じた交流を行っています。

外国人は地域社会の重要な構成員

コロナ禍の中、私たちは今まで以上に国籍を超えて助け合うことの大切さを痛感しています。互いが頼りになる仲間として日頃の地域のつながりを築くことで一体感を生み、誰もが住みやすい地域社会の実現につなげましょう。



国民健康保険を正しく 使いましょう

図国保年金課給付係 (☎5722-9811、FAX5722-9339)

医療機関などでの診療に、国民健康保険が使えないケースがあることをご存じですか。下記の場合、国民健康保険を使用した医療費(保険者負担分)は返還していただきます。



国民健康保険が使えない場合

- ✗ アルバイトを含む工作中・通勤中のけがや病気(労災保険適用)
- ✗ けんか、泥酔、飲酒・無免許運転など法令に反する行為、自傷行為など故意によるけがや病気
- ✗ 正常妊娠・分娩、健康診断、予防接種、人間ドック、美容整形、歯列矯正など、病気やけがの治療を目的としない医療行為

交通事故などによるけがの 受診は届け出が必要です



交通事故(自転車を含む)など、第三者(加害者)からけがを被り国民健康保険で治療を受ける場合(※)、国保年金課給付係に連絡のうえ、届け出が必要です。この場合、医療費(保険者負担分)は、加害者負担になるため、国民健康保険(区)が後日加害者に請求します。

※保険が使えない診療(上記参照)は、届け出をしても国民健康保険は使えません